

令和5年度小・中・特別支援学校パソコン貸借 発注表

※「OA・OA機器」の名簿登載者を主な資格とした入札です。詳細は「参加条件」参照のこと

品名	令和5年度小・中・特別支援学校パソコン貸借																										
規格	仕様書のとおり																										
数量	仕様書のとおり																										
納入場所	指定場所（仕様書に記載）																										
貸借期間	令和5年9月1日～令和10年8月31日まで																										
予定価格	非公開																										
最低制限価格	無																										
説明日時及び参集場所	無																										
入札資格確認申請	<p>(1)申請方法</p> <p>入札参加を希望する者は、次に掲げる提出書類を持参又は郵送にて指定場所に提出すること。ウ、エは提出締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。</p> <p>郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。</p> <p style="text-align: center;">*様式は久留米市教育委員会教育ICT推進課ホームページからダウンロードしてください</p> <p>ア 入札参加資格確認申請書（様式第2号）</p> <p>イ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）</p> <p>ウ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）</p> <p>エ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所在区分</th> <th rowspan="2">税区分</th> <th rowspan="2">税目</th> <th colspan="2">納税等証明書</th> </tr> <tr> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">市内</td> <td>国税等</td> <td>法人税、所得税、消費税及び地方消費税</td> <td>国税に未納がない証明(納税証明書その3の3)</td> <td>国税に未納がない証明(納税証明書その3の2)</td> </tr> <tr> <td>福岡県税</td> <td>法人事業税、個人事業税</td> <td>福岡県税に未納がない証明</td> <td>福岡県税に未納がない証明</td> </tr> <tr> <td>久留米市税</td> <td>法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税</td> <td>久留米市税に滞納がない証明</td> <td>久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明</td> </tr> <tr> <td>久留米国保</td> <td>国民健康保険</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)受付期間</p> <p>令和5年4月18日（火）から令和5年4月21日（金）午後2時00分まで （郵送の場合は4月21日必着）</p> <p>(3)指定場所</p> <p>〒830-0051 久留米市南1丁目8番1号 久留米市教育委員会 教育ICT推進課(久留米市教育センター内)</p>			所在区分	税区分	税目	納税等証明書		法人	個人	市内	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明(納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明(納税証明書その3の2)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明	久留米国保	国民健康保険	—	—
所在区分	税区分	税目	納税等証明書																								
			法人	個人																							
市内	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明(納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明(納税証明書その3の2)																							
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明																							
	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明																							
	久留米国保	国民健康保険	—	—																							

	<p>(4)入札参加資格確認通知</p> <p>令和5年4月26日(水)までに、申請者にメールで回答。</p> <p>入札参加資格なしとされた者、及び、期限までに入札参加のための所定の書類を提出しなかった者は、入札に参加できないため、注意すること。</p>
製品確認申請書	<p>(1)申請方法</p> <p>製品が仕様を満たしている事を確認するため、次の①～③を郵送、持参のいずれかにて(3)指定場所に提出すること。</p> <p>①製品確認申請書(様式第4号)</p> <p style="padding-left: 2em;">*様式は久留米市教育委員会教育ICT推進課ホームページからダウンロードしてください</p> <p>②当該製品の仕様書諸元が記載されたカタログ</p> <p>③本仕様書の各項目を満たしていることが分かるもの(カタログとの対比表等)</p> <p>(2)申請期間</p> <p>令和5年4月18日(火)から令和5年4月24日(月)午後2時00分まで (郵送の場合は4月24日必着)</p> <p>(3)指定場所</p> <p>〒830-0051</p> <p>久留米市南1丁目8番1号 久留米市教育センター 教育ICT推進課</p> <p>(4)仕様合致の確認回答について</p> <p>令和5年4月25日(火)までに、メールで回答。ただし、本市ホームページに掲載することもある。</p> <p>『製品確認申請書』及び当該製品のカタログの提出により、市が認定を行った製品でなければ入札を無効とするため、注意すること。</p>
質問書受付期間及び受付場所	<p>(1)質疑の受付方法</p> <p>質問書(様式第1号)をメールにて受け付け。</p> <p style="padding-left: 2em;">*様式は久留米市教育委員会教育ICT推進課ホームページからダウンロードしてください</p> <p>(2)質疑の受付期間</p> <p>令和5年4月18日(火)から令和5年4月24日(月)午後2時00分まで</p> <p>(3)質疑のメール送信先</p> <p>久留米市教育委員会 教育ICT推進課 kyou-ict@city.kurume.lg.jp</p> <p>(4)メール件名記載例</p> <p>令和5年度小・中・特別支援学校パソコン賃貸借／【会社名】質問書</p> <p>(5)質疑の回答について</p> <p>令和5年4月25日(火)までに、メールで回答。ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。</p>
入札日時及び場所	<p>令和5年4月28日(金) 10時00分</p> <p>久留米市教育センター(福岡県久留米市南1丁目8番1号)</p>

入札保証金	久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号）第 7 条第 3 項により免除
契約保証金	落札者は、契約までに、契約金額の 100 分の 10 以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成 11 年久留米市規則第 8 号）第 105 条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第 27 条に該当する場合は全部または一部を免除する。
契約条項を示す場所	久留米市教育委員会 教育 ICT 推進課（久留米市教育センター内）
参加条件	<p>入札参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に「OA・OA 機器」で登録があること。</p> <p>(2) 久留米市内に本社（本店）又は支店・営業所等があり、技術者を 1 名以上有していること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。</p> <p>(6) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。 ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）</p> <p>(7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。</p> <p>(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。</p>
仕様書等の交付	仕様書やその他様式等は、久留米市教育委員会教育 ICT 推進課のホームページからダウンロードすること。
入札書の記載方法	<p>入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>(1) 入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費（ハード、ソフト、設置・調整費、インストール費、ハードウェア保守契約費など）を含めた上で、当市が支払うべき 1 か月の月払賃借料金（消費税及び地方消費税抜き）を記載するものとする。その額をもって入札額とする。</p> <p>(2) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額</p>

	<p>を加算した金額をもって契約金額とする。</p> <p>(3)入札書は指定する様式（様式第6号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を押印すること。</p> <p>*様式は久留米市教育委員会教育 ICT 推進課のホームページからダウンロードしてください</p>
入札の辞退	<p>入札参加資格確認申請書を提出後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市教育委員会 教育ICT推進課に入札辞退届（様式第7号）を提出すること。</p> <p>*様式は久留米市教育委員会教育 ICT 推進課のホームページからダウンロードしてください</p>
入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1)入札参加資格のない者が入札したとき</p> <p>(2)入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき</p> <p>(3)所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき</p> <p>(4)入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき</p> <p>(5)入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき</p> <p>(6)入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき</p> <p>(7)同一の入札者が2以上の入札をしたとき</p> <p>(8)法令又は入札に関する条件に違反したとき</p>
入札書の引換えの禁止	<p>入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。</p>
1者入札の取扱い	<p>入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。</p>
落札者の決定	<p>開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。</p> <p>(1)有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(2)予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の入札を行うものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は、予定価格と入札金額の差が最も僅少である入札参加者から見積書を徴して落札者を決定する。</p>
入札結果等の公表	<p>この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市教育委員会教育ICT推進課において閲覧に供し、本市公式ホームページに掲載することとする。</p>
契約書の作成及び締結	<p>落札者は、交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、落札者決定の日の翌日から6日以内に、これを提出しなければならない。</p>
その他	<p>(1)入札参加者は、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること。</p> <p>(2)契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(3)入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。</p> <p>(4)入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他</p>

	<p>関係法令を遵守すること。</p> <p>(5) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。</p> <p>(6) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。</p> <p>(7) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。</p> <p>(8) 入札した者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。</p>
--	--

仕様書

1. 件名

令和5年度小・中・特別支援学校パソコン賃貸借

2. 概要

本件は久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校全62校における、校務・情報教育等に必要なパソコン端末の賃貸借である。

校務用ノートパソコンを設置し、学校イントラネット接続およびインターネット接続ができるように設定する。

3. 仕様

- 導入する端末2,391台は、久留米市が認めるメーカー製であること。ショップブランド・組み立て式は認めない。
- 導入する端末はメーカー、型番を統一すること。
- パソコンのリカバリディスクについては、各校において、今回導入する端末の復旧が可能となるよう、必要に応じて準備すること。
- 導入する機器については、国際エネルギースタープログラム基準適合や、PCグリーンラベル適合等、環境に配慮したものを選定すること。
- 端末の接続にあたり、新たにLANケーブル、HUB、電源タップ等が必要な場合は、別途用意すること。学校に在庫がある場合は再利用可能とする。また、新規に用意が必要な場合も、賃借料対象とはせず、ネットワーク設定のための消耗品扱いとする。費用は見積に含めること。
- 他詳細は、別紙1「機器性能及び設定条件」を参照すること。

4. 契約期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

ただし、翌年度以降において、この契約に係わる歳出予算額の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができることとする。この場合の解除料等については、当事者間で協議のうえ決定することとする。

5. 納入期限

令和5年8月24日（木）

（端末設定時期）

1回目：令和5年7月21日～令和5年8月24日 1,634台

2回目：令和5年12月23日～令和6年1月8日 2,391台

*詳細については、別紙1「機器性能及び設定条件」参照

6. 納品場所

別紙2「設置場所一覧表」参照

7. 賃借料の支払

代金の支払いは月単位とし、当該1か月分をその翌月に請求し、その請求に基づき支払うものとする。消費税および地方消費税については外税方式で対応し、合計金額に所定の税率を乗じた金額（円未満切り捨て）とする。

8. 契約期間満了後の機器搬出および廃棄

契約期間満了後の機器の搬出費用については、貴社の負担とする。その場合に不要となったパソコン等すべての機器類について、法的処理（PCリサイクル法、廃棄物処理法等に基づいた伝票処理）を行うこととする。

また、データ消去ソフトウェアの仕様等の方法により、すべての機器のデータを完全に消去すること。消去後、データ消去証明書および作業台数を提出すること。

9. 一般事項

導入する機器の性能および機能は、本仕様書に定める事項によるものとし、その設置に関しては電気関係法令および関連技術基準に適合するものとする。また、本仕様書に示す性能および機能は、主要事項又は最低制限の事項について示したものであり、本仕様書に明記されていない事項についても本システムが当然備えるべき事項は含まれるものとする。

10. 保守

契約期間中、導入機器は常に良好な状態で使用できるように以下の保守を行うこと。

- 保守体制として、責任者を含め複数名の保守要員を配置すること。
- 保守体制表を作成し、連絡先等を教育ICT推進課に提出すること。
- 障害対応（保守・修理等）に必要なシリアル番号等については、一覧にて管理し、保守・修理依頼については、教育ICT推進課が指定する管理番号にて受付可能とすること。
- トラブル発生時の窓口は貴社とし、メーカーへの連絡・搬送等については貴社の責任で行うこと。
- 機器が故障した場合の部品代・交換手数料（技術料）等の全ての費用については貴社の負担で行うこと。
- 対応時間は、原則として、久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35条）第1条第1項に定める市の休日を除く8時30分から17時15分とする。ただし、緊急時

や作業上やむを得ない場合には時間外に行ってもらえる場合がある。

- 機器の故障等により教育 ICT 推進課から修理の要請があった場合には、原則当日に対応すること。時間外の要請や、やむを得ない場合でも翌営業日午前中までに保守要員の派遣を行い、調査・点検を行うこと。
- 上記にて、現地での調査および修理が困難な場合には、代替機を準備する等、授業および校務に支障をきたさないような措置をとること。
- 機器の故障等により修理が必要となったとき、部品の製造中止等で修理が不可能な場合には、教育 ICT 推進課と協議を行い、後継機または同等品においてその対策を行う。また、その場合の費用は貴社の負担とすること。
- パソコンは保守 5 年間（パーツ保証）の費用を含むこと。賃貸借期間中に故障が発生した場合には交換部品や出張費を含めて貴社の負担とすること。
- 契約期間中、パソコンメーカーのバッテリー寿命定義に達した場合は、受注者の負担において交換すること。バッテリーの容量が初期容量の 50%以下に達した時点でバッテリー寿命とする。
- 久留米市が別途契約している学校サーバー一元化構築運用維持管理業務の委託事業者、久留米市教育イントラネット構築維持管理業務の委託業者、久留米市 G I G A スクール情報通信ネットワーク及び端末に係る運用保守業務の委託業者（以下、「ネットワーク運用保守の委託業者」という。）と協力し、ネットワーク障害等に関して対処すること。
- 教育 ICT 推進課から修理の要請があった機器、内容以外の作業については、事前に教育 ICT 推進課と協議の上、作業を行うこと。

1 1. 運用

- 久留米市または久留米市教育委員会が定めるセキュリティ方針に従うこと。
- 緊急にセキュリティ対策が必要な場合は、教育 ICT 推進課と協議の上、対応を行うこと。また、教育 ICT 推進課より指示があった場合も同様に対応すること。
- 教育 ICT 推進課より要請があった場合は、端末ログインアカウントおよびパスワードの更新を行うこと。
- 障害の有無に関らず月毎の障害対応報告書を取りまとめ、翌月 10 日までに教育 ICT 推進課へ提出すること。

1 2. 導入時の留意点

- 契約締結後は、ネットワーク運用保守の委託業者および各学校と導入日程の調整を行い、工程表を提出すること。
- 搬入に際しては、安全・品質確保に十分留意し、特に児童・生徒・第 3 者の安全を確保するとともに、授業の妨げにならないよう配慮すること。また、美観を損なわない設置工事に努めること。

- サーバ等への接続設定条件等、詳細な設定情報については、契約後、ネットワーク運用保守の委託業者および教育 ICT 推進課と確認、調整の打合せの際に提示する。
- LAN 配線は必要に応じてワイヤープロテクタ等で保護し設置すること。
- LAN ケーブルのパソコン側及び HUB 側に示名条片を付けること。
- ラベルライターで既存の端末番号と連番の管理番号ラベルを 2 枚作成し、納入するパソコンに貼り付け納品すること。ただし、貼り付け位置、命名規則については、契約後に提示する。
- パソコンには、ラベルライターで「パソコンに物を載せてはいけません」というラベルを作成し貼り付け納品すること。ラベルのサイズは縦 1 c m×横 1 0 c m 程度、ラベルの色はオレンジ、文字の色は黒とする。ただし、貼り付け位置については、契約後に提示する。
- 各機器の設置場所については学校および教育 ICT 推進課と十分協議の上、決定すること。
- 必要に応じて、既存パソコンから入れ替えを行うパソコンに対して、プリンタの設定、Microsoft365・Microsoft Office の設定、メールの設定、共有フォルダの設定、ショートカットやデータの移行等を行うこと。また、令和 5 年 12 月～令和 6 年 1 月の間に、新たに整備する校務環境への移行を実施する際には、教育 ICT 推進課と協議の上、受注者の負担において端末の設定変更作業を再度行うこと。
- 下記ソフトウェア等をインストールすること。
 - ・ Office 2016 Professional Plus (Microsoft365 ProPlus) …… 校務用 PC
校務用 PC に Microsoft365 インストール後は、通常使用するユーザでログインを実施し、使用者本人のアカウントでライセンス認証を実施すること。
 - ・ Office 2016 Professional をインストールすること。… 財務用 PC、図書室用 PC
 - ・ 図書館ナノのインストール、データ移行、設定を実施すること。… 図書室用 PC
 - ・ Thunder bird メール (ImportExportTools を含む) …… メールを使用している PC のみ
 - ・ ウイルス対策ソフトのインストールを実施すること。… 校務用 PC、図書室用 PC
- ネットワーク設定等については、以下のように行うこと。
 - ネットワークの設定は教育 ICT 推進課と協議して行うこと。
 - 既設機器類の設定変更が必要な場合は、当該機器保守業者、ネットワーク運用保守の委託業者および教育 ICT 推進課と協議の上、設定変更を行うこと。
 - 必要な台数のネットワーク機器を納入すること。

1.3. サポート

- 導入機器の取扱いに関する説明を実施すること。各学校×1回以上

1.4. 納入図書等

導入機器のマニュアルおよび導入機器一覧表等については必要数(全学校数)を作成し、各校に提出すること。

また、完成図書（導入機器一覧表、機器配置図、機器設定表、導入機器マニュアル等）を1部作成し、教育 ICT 推進課に提出すること。様式は教育 ICT 推進課に相談すること。完成図書と同時に、設置・設定時に使用したチェックシートを提出すること。

市が管理していく上で必要な書類が発生した時は速やかに当該書類の作成および提出を行うこと。

また、提出図書に変更、修正、追加等が生じた場合は速やかに書類を提出すること。

1 5. その他事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

1 6. 担当者

久留米市教育委員会教育 ICT 推進課（担当：荒巻・池尻・宮原）

住所：久留米市南1丁目8番1号 教育センター内

電話：0942-36-9770

FAX：0942-35-9930

E-mail：kyou-ict@city.kurume.lg.jp